

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第 2 5 8 号)

平成 1 5 年 7 月 1 7 日

プライバシー保護の観点から、本文中の「 4 異議申立人の非開示決定に対する意見」については、一部記載を省略しています。

横 情 審 答 申 第 258 号

平 成 15 年 7 月 17 日

横浜市教育委員会 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に
基づく諮問について（答申）

平成14年1月29日教教人第1041号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「平成13年度実施横浜市公立学校教員採用候補者選考試験において
「特別選考」で出題された「学校における課題解決等についての論
述問題」の採点基準とした解答例」の非開示決定に対する異議申立て
についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市教育委員会が、「平成13年度実施横浜市公立学校教員採用候補者選考試験において「特別選考」で出題された「学校における課題解決等についての論述問題」の採点基準とした解答例」を非開示とした決定は妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「平成13年度実施横浜市公立学校教員採用候補者選考試験において「特別選考」で出題された「学校における課題解決等についての論述問題」の採点基準とした解答例」（以下「本件申立文書」という。）の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市教育委員会（以下「実施機関」という。）が平成13年12月21日付で行った本件申立文書の非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第10条第2項に規定する「開示請求に係る行政文書を保有していないとき」に該当するため非開示としたものであり、その理由は、次のように要約される。

今回の論述試験は、教職経験者を対象とする特別選考であるため、実践に裏打された教員としての対応力をその論述内容から判定しようとするものである。採点は複数の者が個々に評価したうえで、合議により決定しており、文章化された採点基準は作成していない。したがって、本件申立文書を作成又は取得しておらず、条例第2条第2項にいう「行政文書」を保有していないため、非開示とした。

4 異議申立人の非開示決定に対する意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書、意見書及び意見陳述において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 申立人は、試験の合否の基準となる資料を請求したものである。然るに、実施機関側は、文書自体存在していないという回答であった。この回答は、通常の試験ではあり得ない。何故なら、合否を判定せねばならぬものに基準がないとすれば、合否を出す基準が存在せぬこととなり、試験自体が成立しない。
- (2) 解答不能設問をもって巷では出題ミスという。当該設問によると、当日学校に来

ていたと特定されるべき状況下にあるにもかかわらず、もし欠席と判断するを正答とするならば、当該児童生徒の人的権利を侵害するばかりではなく、文部科学省の指導意図にも反し、不適當である。妥当性を欠く設問においては、正答を導き難く、解答不可に陥るものである。ここで申立人は、実施機関側の作成した解答例が正確なる解答不備所以の隠蔽という疑義を持つに至る。隠蔽なれば正当性を欠き違法である。

- (3) 当設問が出題ミスでないならば、敢えて隠す必要性があるのかどうか。正当性があるのであれば、一般市民に公開するに何ら支障無い筈である。試験自体が不成立であるか、ただの隠蔽であるかは、この異議申立て結果で判断可能となる。
- (4) この設問がミスではないと断言でき得るだけの検討が果たして為されたのか。この試験の採点基準そのものが明文化されていないのは何故か。（客観的採点不能。）一切の採点基準が存在せずして合否を出したとなれば、疑義が生じるのは自明の理。これらの点は、抗議ができないでいる弱者としての受験者をも愚弄する行為である。
- (5) 「採点は複数の者が個々に評価したうえで、合議により決定しており、文章化された採点基準は作成していない。」とする部分がそもそもの誤りであると思う。この試験は、特別選考の全教科に於いて出題されているもので、それを一人の試験官が比較対照するならまだしも、複数の人間が合議するのに、何らかの基準がなければ合否を決定できない筈で、益々以って、この回答はおかしい。

また、もしも、この事の方が事実であるとするならば、大変なことである。当該試験が、基準を設けず、実に無計画にも推進されたことを示してしまうのである。

- (6) 試験をやるなら、これが本当に解ける問題か自分がまず解いてみるのが当たり前である。その解答があるのかどうか申立人は疑問だった。報告もせずミスであることの認識すらない。これではたして本当に解答は存在しているのか心配になったため、解答例の開示を求めた。

5 審査会の判断

(1) 本件申立文書について

申立人が、本件請求において開示を求めている本件申立文書は、平成13年度実施横浜市公立学校教員採用候補者選考試験第一次試験において、「特別選考」の試験区分で出題された、「学校における課題解決等についての論述問題」（以下「本件論述問題」という。）の採点基準とした解答例である。

なお、「特別選考」とは、国公立学校における正規又は臨時的任用職員としての教職歴が3年以上の者を対象とした試験区分であり、平成13年度の当該試験区分に係る第一次試験においては、指導案の作成及び学校における課題解決等についての論述試験を実施していることが認められる。

(2) 本件申立文書の不存在について

実施機関は、本件論述問題の採点は、複数の者が個々に評価したうえで、合議により決定しており、文章化された採点基準は作成しておらず、条例第2条第2項にいう「行政文書」を保有していないため、非開示としたと主張している。

そこで、当審査会では、実施機関の当該理由に基づく本件処分の妥当性について審議するため、平成15年5月16日に実施機関に対して事情聴取を行った。

それによると、実施機関は、教職経験者を対象とした本件論述試験は、実践に裏打された教員としての対応力をその論述内容から判定しようとするものであり、採点は複数の者が個々に評価したうえで合議により決定しているため、文章化された採点基準及び模範答案は作成していないと主張し、明文化された採点基準は存在しないものの、本件論述問題に示されたような課題が生じた場合に教員として当然必要とされる対応がいくつかあるため、そのようなポイントについてはすり合わせをしていると説明している。

また、複数の採点者が分担して採点するとなれば、文章化された採点基準がないと判断が不統一になるかもしれないが、本件論述試験については、複数の採点者が、それぞれ全受験者分の答案を採点し、それを最終的に合議というかたちで総合的に判定していることから、試験の公正性は確保できると主張している。

このような採点方法においては明文化された採点基準が不要であるとして、本件申立文書を作成していないとする以上のような実施機関の説明には、特段不合理な点は認められず、当審査会としては、申立人が本件請求において開示を求めている本件申立文書が存在するとの確証を得ることはできなかった。

(3) 結論

以上のとおり、実施機関が、本件申立文書について、条例第10条第2項に規定する「開示請求に係る行政文書を保有していないとき」に該当するため非開示とした決定は、妥当である。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成14年1月29日	・実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成14年2月22日 (第264回審査会)	・諮問の報告
平成14年3月11日	・異議申立人から意見書を受理
平成15年3月13日 (第280回審査会)	・部会で審議する旨決定
平成15年4月4日 (第9回第一部会)	・審議
平成15年4月18日 (第10回第一部会)	・審議
平成15年5月2日 (第11回第一部会)	・異議申立人から意見聴取 ・審議
平成15年5月16日 (第12回第一部会)	・実施機関から事情聴取 ・審議
平成15年6月6日 (第13回第一部会)	・審議
平成15年6月20日 (第14回第一部会)	・審議